

人事担当者は押さえておきましょう！

「外国人留学生採用マニュアル」

はじめに

日本の大学等で学んだ外国人留学生を企業が雇用するメリットは、日本語と母国語（中国語、韓国語、タイ語、英語など）を使いこなせるなど語学力はもちろんですが、何よりも日本と母国の文化、習慣を理解している点です。ビジネスでは単に語学ができるだけでは困難な案件が多数あります。私のクライアントでは以上の点を重視して積極的に外国人留学生を採用して新規事業への進出など業績アップにつなげている企業が多数あります。

また、私の経験上で申し上げますが、外国人留学生は勤勉で努力家の方が多いようです。外国人留学生を採用した人事担当者との打合せの際に「外国人留学生の勤勉で努力家の姿勢が会社内の雰囲気をよくしている。」とお聞きすることがよくあります。

しかしながら、日本人を採用する場合と大きく異なる点があります。それは、外国人留学生は現に許可されている在留資格（「留学」又は「就学」）から就労可能な在留資格（「人文知識・国際業務」、「技術」など）に就労する前に変更許可を受けなければならないことです。外国人留学生を採用される企業の人事担当者の方は、是非この点を留意された上で採用活動をされるようにお勧めします。

このマニュアルが外国人留学生を採用される企業の人事担当者の方に少しでもお役に立てれば望外の喜びです。

2007年5月7日

行政書士 竹内 豊

1 日本に入国するために必要な「在留資格」とはなんですか？

日本に入国し在留する外国人は、「在留資格」をもって在留することが原則です。

「在留資格」とは、外国人が日本に滞在する間、一定の活動を行うことができる資格あるいは外国人が一定の身分または地位に基づいて日本に在留して活動することができる入管法上の法的資格です。すなわち、**外国人はこの法的資格に基づいて日本に在留し、日本で活動することができるわけです。**

この在留資格は、27種類あります。

このように、在留資格は、外国人に許される在留活動または在留中の身分・地位を法律（入管法）にあらかじめ定め明示するものですから、このことは視点を変えていえば、**外国人はこの27種類の在留資格のどれかに該当しなければ日本に上陸し在留することができないということになります。**27種類の在留資格で定められた活動以外の活動、たとえば、特に技術を要しない労働（単純労働）や未熟練労働を行うことを目的として上陸・在留することはできないわけです。

.....
以上から、外国人に内定を出しても当該外国人に**就労可能な在留資格が付与されなければ雇用することはできないこと**になります。したがって、**就労が認められている在留資格を取得できる見込みが高い外国人に対して内定を出すことが何より肝心です。**

27種類の在留資格を就労の可否に着目すると次の3種類に分けられます。

(1) 在留資格に定められた範囲で就労が認められる在留資格17種類

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、**技術**、**人文知識・国際業務**、企業内転勤、興行、技能、特定活動

なお、一般の企業での雇用のケースが多いと考えられるものは次の2種類です。

・「**技術**」・・・情報工学（システムエンジニア、プログラマー等）の技術・知識を必要とする専門職、機械工学等の専門技術・知識を要する業務従事者等

・「**人文知識・国際業務**」・・・トレーダー、語学学校教師、デザイナー、通訳者、翻訳者等

(2) 原則として就労が認められない在留資格 6種類

文化活動、短期滞在、留学、就学、研修、家族滞在

◎「留学」、「就学」および「家族滞在」の在留資格の外国人は、入管で「**資格外活動の許可**」を得れば一定の条件の下でアルバイト等の就労活動を行うことが可能となります。

【ご注意！】

就労が認められない在留資格の外国人を雇用した事業主、不法就労となる外国人をあっせんした者等不法就労を助長した者は「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に処せられます。

(3) 就労活動に制限がない在留資格4種類

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

【チェック】

- 外国人が日本で就労するには、**就労可能な在留資格**を許可されなければならない。
- 就労不可の在留資格の外国人を雇用した場合、雇用主が「**不法就労助長罪**」に問われるおそれがある。
- 入管は、「**なぜ日本人ではなく、わざわざ外国人を採用するのか？**」という視点で審査します。この視点に対して明確に答えることができる「理由書」を作成する必要がある。

II在留資格取得のポイント

内定を出した外国人が海外にいるなど、在留資格を取得していない場合は、「在留資格認定証明書交付申請」（以下「認定申請」といいます。）を入国管理局に対して申請をします。

一方、日本の留学生として日本の大学等を卒業見込の者に内定を出した場合は、「在留資格変更許可申請」（以下「変更申請」といいます。）を入国管理局に対して申請をします。

「認定申請」も「変更申請」も申請のポイントは共通しています。以下に重要事項をまとめてみます。

1.在留資格取得の判断基準

(1) 資格該当性の有無

採用予定の外国人（以下「申請人」といいます。）の行う業務内容が「27の在留資格」のどれに該当するかを検討します。

【チェック】

- 一般に、理科系の大学卒の場合は在留資格「技術」、文系の場合は在留資格「人文知識・国際業務」が該当することが多い。

(2) 基準該当性

(1) で在留資格が決まったら、その在留資格の基準を申請人が満たしているかを調べます。

主に学歴と職歴で判断します。

【チェック】

- 「職歴」よりも「大卒」等の学歴で基準を満たしていることを証明する方が一般的に有利と考えられる。

(3) 受入機関（雇用先）の的確性

【チェック】

- 決算書等で「継続的・安定的」な経営基盤を有していることを証明する。

(4) 申請人と受入機関のマッチング **【重要！】**

申請人の能力（学歴、職歴等）と受入機関の業務等の内容がマッチングしているか検討します。

【チェック】

- 原則として大学で学んだ学部・学科と業務内容に関連性がなければならない。
- 職務内容に「単純労働」に該当する事項があると不許可の可能性がある。

2.在留資格取得に要する期間

入国管理局に申請書を提出してから概ね1ヶ月から3ヶ月程度で結果が出ます。申請書類は複雑で膨大になる場合があります。また、書類によっては取寄せるのに時間がかかるものもあります。

なお、大学等を卒業後の4月から就労予定の新卒の留学生の就労資格への変更申請について東京入国管理局では、例年前年の12月1日から受付を開始しています。

十分余裕をもった人事スケジュールを立てて申請する必要があります。

【チェック】

- 例年、東京入管では、留学生の就労資格への「資格変更許可申請」の受付を就労する前年の12月1日から開始している。
- 入管に申請書が受理されても後日「追加書類の指示」がある場合があるので早めの申請が重要。
- 申請書は「上から下にすんなり読める」構成にすること。読みにくい書類は審査の遅れや最悪不許可の原因になりかねない。
- 入管の審査官はほとんどが「文系」の出身者である。したがって技術系の内容でも文系の者が読んでも分かるように書くこと。

III.内定者に対する対応の注意事項

在留資格の許可は法務大臣の裁量によります。従いまして、資格該当性及び基準該当性を満たしていても100%在留資格が交付されるとは限りません。

【チェック】

- 100%在留資格の許可が得られる保証はない。したがって外国人への内定通知には、「日本政府により在留資格が交付されない場合または就労資格への変更許可が得られない場合は、内定を取り消し または無効とする。」と条件付で出すことがトラブル回避につながる。

以上

お問い合わせは下記までお願いします。

【連絡先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-2-2 虎ノ門30森ビル3階

電話 03-5733-3177 (代表)

*法律事務所の代表電話です。「行政書士竹内」をご指名下さい。

FAX 03-5733-3178

メール takeuyuta@vs.miinet.jp

ホームページ <http://www.t-yutaka.com/helpdesk/>

外国人スペシャリスト雇用ヘルプデスク

行政書士 竹内 豊

行政書士 竹内 豊 略歴

1965年 東京都生まれ

1989年 中央大学法学部卒

2001年 港区虎ノ門にて行政書士開業

登録番号 01081986号

申請取次行政書士 登録番号 132002200046

主要入国管理業務

以下の申請に関する相談、書類作成、入管へ申請書類の提出代行等

①在留資格認定証明書交付申請書

：海外にいる外国人を招へいする場合の手續

②在留資格変更許可申請書

：在留資格「留学」等の在留資格の者を就労可能な在留資格に変更するための
手續

③在留期間更新許可申請書

④再入国許可申請書